

資料第3-1) 東京都管内

一 級			二 級					
利根川水系			荒川水系					
番号	河川名	延長	番号	河川名	延長	番号	河川名	延長
		km			km			km
1	江戸川	10.80	1	荒川	32.80	21	江古田川	1.64
2	旧江戸川	9.36	2	旧中川	6.68	22	善福寺川	8.84
3	新川	3.68	3	隅田川	23.50	23	石神井川	25.20
4	中川	22.20	4	月島川	0.53	24	新河岸川	8.00
5	綾瀬川	11.03	5	大横川	6.52	25	白子川	10.11
6	新中川	7.84	6	大島川西支川	0.82	26	黒目川	4.60
7	大場川	2.42	7	大島川東支川	0.78	27	落合川	3.60
8	伝右川	0.57	8	大横川南支川	0.42	28	柳瀬川	7.25
9	垢(がけ)川	2.25	9	北十間川	3.24	29	空堀川	15.00
10	毛長川	6.97	10	横十間川	3.66	30	奈良橋川	2.85
計		77.12	11	大横川支川	0.096	31	霞川	5.50
			12	仙台堀川	1.94	32	成木川	12.67
			13	平久川	1.13	33	黒沢川	7.12
			14	古石場川	0.64	34	北小曾木川	4.80
			15	小名木川	4.64	35	旧綾瀬川	0.43
			16	竪川	5.15	36	芝川	0.33
			17	神田川	25.48	37	新芝川	1.60
			18	日本橋川	4.84	38	直竹川	0.52
			19	亀島川	1.06			
			20	妙正寺川	9.05	計		253.036

鶴見川水系		
番号	河川名	延長
		km
1	鶴見川	12.78
2	恩田川	5.50
3	真光寺川	1.87
4	麻生川	0.60
計		20.75

一級水系	大臣直轄管理	知事管理	計
	km	km	km
利根川水系	22.10	55.02	77.12
荒川水系	33.10	219.936	253.036
多摩川水系	76.12	334.86	410.98
鶴見川水系	0	20.75	20.75
計	131.32	630.566	761.886

級別	河川数	延長
		km
一級河川	92	761.886
二級河川	15	95.17
計	107	857.056

河川一覧表

河川部指導調整課

令和2年8月31日現在

河 川					
多 摩 川 水 系					
番号	河 川 名	延長	番号	河 川 名	延長
		km			km
1	多 摩 川	98.65	21	御 霊 谷 川	0.75
2	海 老 取 川	1.04	22	山 入 川	5.00
3	谷 沢 川	3.70	23	小 津 川	4.00
4	野 川	20.23	24	醍 醐 川	3.80
5	仙 川	20.90	25	残 堀 川	14.46
6	丸 子 川	7.27	26	谷 地 川	12.90
7	入 間 川	1.75	27	秋 川	33.57
8	三 沢 川	5.67	28	養 沢 川	7.30
9	大 栗 川	15.29	29	北 秋 川	10.40
10	乞 田 川	4.43	30	平 井 川	16.45
11	大 田 川	1.69	31	氷 沢 川	1.10
12	程 久 保 川	3.80	32	鯉 川	3.00
13	浅 川	30.15	33	玉 の 内 川	1.50
14	湯 殿 川	8.90	34	北 大 久 野 川	5.50
15	兵 衛 川	2.80	35	大 荷 田 川	3.10
16	山 田 川	4.80	36	鷺 巢 川	2.50
17	川 口 川	14.09	37	日 原 川	9.00
18	南 浅 川	8.11	38	小 菅 川	2.11
19	案 内 川	8.00	39	大 沢 川	3.50
20	城 山 川	7.10	40	三 沢 川 分 水 路	2.67
			計		410.98

二 級 河 川		
そ の 他 の 水 系		
番号	河 川 名	延長
		km
1	目 黒 川	7.82
2	蛇 崩 川	5.11
3	北 沢 川	5.50
4	鳥 山 川	11.70
5	呑 川	14.42
6	九 品 仏 川	2.61
7	古 川	4.35
8	渋 谷 川	2.40
9	境 川	28.51
10	内 川	1.55
11	立 会 川	7.41
12	越 中 島 川	0.94
13	築 地 川	0.75
14	汐 留 川	0.90
15	八 ツ 瀬 川	1.20
計		95.17

太字：都管理河川

ただし斜字は国管理区間あり。

下線は特別区内は特別区管理。

斜字：国管理河川

細字：特別区管理河川

資料第3-1(2) 河川の管理区分

河川部指導調整課

管理区分	国土交通大臣の行う管理	都道府県知事の行う管理	国土交通大臣の認可等を要するもの
一級河川 (指定区間内)	<p>(河川法4条、9条)</p> <p>①一級河川の水系、河川、指定区間の指定 (河川法施行令2条)</p> <p>② 河川台帳の調製及び保管</p> <p>③ 河川整備基本方針の制定・変更</p> <p>④ 特定水利使用(一定規模以上の発電、一定以上の取水量の水道、鉱工業及び灌漑目的)に関する処分及び権限行使</p> <p>⑤ ダム設置者に対する洪水調節のための指示、異常洪水時の水利使用の調整に関する斡旋・調停</p> <p>⑥ 国土交通省直轄区間の改良工事施行に伴い必要を生じた河川工事で当該改良工事と一体施行する必要があるものの施行</p>	<p>(河川法9条2項ほか)</p> <p>次に掲げる管理その他の国土交通大臣の行う管理以外の管理(区管理河川・区間において)は区長の行う管理を除く。</p> <p>① 河川区域、河川保全区域および河川予定地等の指定</p> <p>② 河川整備計画の制定・変更</p> <p>③ 河川工事・河川の維持</p> <p>④ 流水占用、土地占用、工作物の新築、土石の採取、土地の掘削等の許可等</p> <p>⑤ 河川保全区域、河川予定地の掘削等の許可等</p>	<p>(河川法79条1項、河川法施行令45条)</p> <p>① 河川整備計画を制定・変更</p> <p>② 堤高15m以上のダム、地下設置の水圧管路に係る改良工事</p> <p>③ 地下設置の水圧管路に係る改良工事について、区市町村長施行の協議に応じること</p> <p>④ 準特定水利使用(発電、水道、鉱工業、灌漑目的)で特定水利使用に準ずる規模に関する処分</p> <p>⑤ ダム、水門、閘門、橋その他の工作物で治水上又は利水上の影響が著しいものに係る処分</p> <p>⑥ 河川区域内の土地の現況に著しい影響を及ぼすおそれがあると認められる土地の掘削等の許可</p>
二級河川	<p>(河川法79条の2)</p> <p>洪水、高潮等による災害発生、異常洪水による水利使用困難、汚水流入等による河川環境保全の支障などの防止、軽減を図るため緊急の必要があると認められる場合における知事に対する必要な措置をとるべきことの指示</p>	<p>区長の行う管理※</p> <p>次に掲げる管理その他の条例に定める管理</p> <p>① 河川の維持修繕・維持管理</p> <p>② 流水占用、土地占用、工作物の新築、土石の採取、土地の掘削等の許可等</p> <p>③ 河川保全区域、河川予定地の掘削等の許可等</p> <p>(河川法10条ほか)</p> <p>二級河川の指定その他の全ての管理(区管理河川・区間においては区長の行う管理を除く。)</p>	<p>(河川法79条2項)</p> <p>① 河川整備基本方針及び河川整備計画の制定・変更</p> <p>② 河川工事のうち、堤高15m以上のダム、地下設置の水圧管路に係る改良工事</p> <p>③ 地下設置の水圧管路に係る改良工事について、区市町村長施行の協議に応じること</p> <p>④ 特定水利使用(一定規模以上の発電、一定以上の取水量の水道、鉱工業及び灌漑目的)に関する処分</p>

※「区管理河川・区間」「区長の行う管理」特別区に存する河川(一級河川(指定区間内に限る。))、二級河川及びそれらの河川(管理施設)の管理の一部は、「特別区における東京都の事務処理の特例に関する条例」に基づき、河川の所在する特別区の区長が行うこととされている。ただし、旧江戸川、中川、綾瀬川、新中川、毛長川、隅田川、新河岸川、海老取川、水門、排水機場、地下調節池及び分水路に関する事務、河川法79条の規定により国土交通大臣の認可を要する事務、機械力による浚渫工事の施行並びに市又は他の県の区域にまたがる事務は都に留保されている。

資料第3-(3) 主要な事業（河川）の進捗状況

河川部計画課・防災課

事業名	全体計画	平成30年度 迄実績	令和元年度決算				令和2年度予算	
	規模	規模	当該年度 規模	累積 規模	進捗率 %	事業費 百万円	当該年度 規模	事業費 百万円
中小河川整備								
50mm降雨に対する整備	324.0km	217.9km	0.8km	218.7km	68	11,682	1.4km	16,438
高潮防御施設整備								
防潮堤	106.3km	103.1km	0.1km	103.2km	97	1,011	0.1km	914
護岸	61.7km	56.3km	0.2km	56.5km	92	1,580	0.2km	1,572
スーパ-堤防等の整備								
隅田川スーパ-堤防	22.8km	15.5km	0.5km	16.0km	70	1,119	0.1km	1,158
隅田川テラス	47.5km	46.6km	0.0km	46.6km	98	754	0.1km	1,998
その他河川	4.9km	2.0km	0.0km	2.0km	41	804	0.3km	1,060
江東内部河川整備								
西側河川								
耐震護岸	23.1km	18.8km	0.3km	19.1km	83	616	0.0km	669
東側河川								
河道整備	27.2km	20.3km	0.0km	20.3km	75	30	0.2km	695
河川施設の耐震・耐水対策								
堤防の耐震対策	85.8km	38.6km	13.3km	51.9km	60	21,655	7.8km	25,708
水門等の耐震・耐水対策	22施設	8施設	1施設	9施設	41	6,824	1施設	4,504
砂防海岸整備								
砂防事業	157溪流	108溪流	1溪流	109溪流	69	2,606	1溪流	4,935
急傾斜地	64地区	52地区	0地区	52地区	81	1,780	2地区	2,901
地すべり防止	12地区	12地区	0地区	12地区	100	0	0地区	10
海岸事業	43.2km	19.0km	0.1km	19.1km	44	318	0.1km	286
小笠原河川整備								
砂防事業	9溪流	7溪流	0溪流	7溪流	78	81	0溪流	214
地すべり防止	1地区	1地区	0地区	1地区	100		0地区	
河川しゅんせつ								
しゅんせつ土量	977千m ³	607千m ³	93千m ³	700千m ³	72	1,655	86千m ³	714

資料編

資料第3-(4) 調節池等設置箇所別調書

河川部計画課

区分	河川名	名称	敷地面積 (㎡)	貯留量 (m ³)	設置場所	完成 年度
完成 12河川 28箇所	石神井川	富士見池調節池	21,000	33,800	練馬区	H19
		芝久保調節池	10,000	11,000	西東京市	S55
		南町調節池	8,000	12,000	西東京市	S55
		向台調節池	30,000	81,000	西東京市	S58
	善福寺川	和田堀第二調節池※1	5,100	2,500	杉並区	S56
		和田堀第三調節池※1	3,900	3,000	杉並区	S56
		和田堀第六調節池	15,400	48,000	杉並区	H19
		善福寺川調節池	3,600	35,000	杉並区	H29
	野川	野川第一調節池	14,800	21,000	小金井市	S58
		野川第二調節池	16,900	28,000	小金井市	H元
		大沢調節池	43,100	90,000	三鷹市	H13
	白子川	比丘尼橋上流調節池	22,000	34,400	練馬区	S60
		比丘尼橋下流調節池	15,400	212,000	練馬区	H14
		白子川地下調節池		212,000	練馬区	H30
	妙正寺川	妙正寺川第一調節池	11,000	30,000	新宿区・中野区	S61
		北江古田調節池	15,600	17,000	中野区	S61
		落合調節池	9,600	50,000	新宿区	H7
		妙正寺川第二調節池	11,300	100,000	中野区	H7
		上高田調節池	16,600	160,000	中野区	H9
		鷺宮調節池	10,000	35,000	中野区	H25
	神田川	神田川・環七地下調節池		540,000	中野区・杉並区	H19
	目黒川	船入場調節池	2,900	55,000	目黒区	H2
		荏原調節池	11,400	200,000	品川区	H13
	柳瀬川	金山調節池	31,500	46,000	清瀬市	H5
	霞川	霞川調節池	13,300	88,000	青梅市	H18
	古川	古川地下調節池		135,000	港区・渋谷区	H29
	黒目川	黒目橋調節池	14,000	221,000	東久留米市	H30
	残堀川	残堀川調節池	50,000	60,000	立川市・昭島市	H30
	(小計)			2,560,700		
実施中 5河川 7箇所	善福寺川	和田堀公園調節池※1		17,500	杉並区	
	神田川	下高井戸調節池		30,000	杉並区	
		環状七号線地下広域調節池(石神井川区間)		681,000	中野区・練馬区	
	石神井川	城北中央公園調節池 (一期)		90,000	練馬区・板橋区	
	野川	大沢調節池(規模拡大)		68,000	三鷹市	
	境川	境川金森調節池		151,000	町田市	
		境川木曾東調節池		49,000	町田市	
	(小計)			1,086,500		
合計	13河川	32箇所※2		3,641,700	※3	

※1 和田堀公園調節池は和田堀第二、第三調節池を統合して整備。

※2 合計箇所数は※1を考慮。また、野川大沢調節池は規模拡大であるため、重複計上しない

※3 貯留量は※1を考慮。